

作成日 令和7年12月25日

令和8年度 施行

公共施設環境整備等作業委託

(健康福祉課障がい福祉係)

公示用

業務処理仕様書

1 業務の目的

- (1) 芽室町が行う事務や情報発信を補助する。
- (2) 公的施設の環境整備等を通して、町民が使いやすく過ごしやすい公的施設の運営に資する。

2 業務の内容

- (1) 庁舎周囲の環境整備業務
- (2) 公用車の洗車業務
- (3) 公用車駐車場周囲環境整備業務
- (4) 広報発送の際の袋詰め業務
- (5) ゆないとベース清掃業務
- (6) 公民館周辺環境整備業務
- (7) ファイリング業務補助
- (8) その他、芽室町役場における事務的・整備的業務

3 業務の場所

- (1) 芽室町役場
- (2) 芽室町中央公民館
- (3) ゆないとベース
- (4) その他、芽室町が作業に指定する場所

4 業務の実施方法等

- (1) 業務中の事故等については、受託者がその責任を負う。
- (2) 実施時間については、委託者の業務時間内とする。
- (3) 業務上必要な資材や道具については、委託者が用意する。
- (4) 業務の実施内容については、毎月任意様式により作成し、翌月 10 日までに報告するものとする。